

必ず医療機関を受診しましょう

葛飾区特定健康診査・健康づくり健康診査の結果で、HbA1c が 6.5～6.9%の方へ

今年度の葛飾区特定健康診査または健康づくり健康診査の結果、糖尿病の可能性が高く医療機関の受診が必要な状態でした。HbA1c（ヘモグロビン・エーワンシー）が高い方は、血糖値の高い状態が続いており、たとえ自覚症状がなくても糖尿病が進行している可能性があります。

治療を始めることで、血管の動脈硬化の進行を抑えて合併症（糖尿病性腎症等）を予防し、より長く元気に生きることができます。

①かかりつけの医療機関(内科)を受診されている方

②かかりつけの医療機関(内科)がない方

下記の持ち物を持参し、①の方は受診中の医療機関へ、②の方は健康診査を受けた医療機関を受診しましょう。

受診した際に、同封されているはがきの「糖尿病重症化予防事業 受診確認書」を医療機関にお渡しく下さい。



○医療機関受診時の持ち物

- ・マイナ保険証、資格確認書
- ・保険診療のための医療費
- ・この通知と一緒に送りしている書類全部
- ・健診結果

※区では、糖尿病合併症の発症や重症化を予防するために、早期受診・早期治療を勧奨する事業を実施しています。（糖尿病重症化予防事業）

〔 本通知をお送りした方に、葛飾区医師会の管理栄養士と保健師が、電話による受診確認をする場合がありますのであらかじめご了承ください。 〕

《事業について》

葛飾区健康部（保健所）健康推進課

電話 03（3602）1268 FAX：03（3602）1298

受診勧奨はがき

医療機関 御中		整理番号
以下に記入の上、区へ返送してください。		
右上の「整理番号」欄で個人情報を管理しておりますので、お名前・住所の記入は不要です。		
HbA1c 6.5～6.9%の方		
令和7年度実施 糖尿病重症化予防事業 受診確認書		
医療機関記入欄		受診日
受診した医療機関		(このはがきを持参して受診した日)
		令和 年 月 日
受診結果を「 <input type="checkbox"/> 」にチェック	<input type="checkbox"/>	1. 自院にて治療し、栄養指導します。
	<input type="checkbox"/>	2. 自院にて治療を行います。栄養指導はありません。
	<input type="checkbox"/>	3. 経過観察します。
	<input type="checkbox"/>	4. 他医療機関に紹介します。
その他記載事項があればご記入ください		
<input type="checkbox"/> 特定保健指導を実施します(特定健診の結果、対象の方は優先的に特定保健指導をご活用ください)。		

郵便はがき

料金受取人払

葛飾新宿局承認

2718

差出有効期間
令和9年11月
30日まで

(郵便切手は
いりません)

1 2 5 8 7 9 0

葛飾区健康部(保健所)
健康推進課
行

葛飾区青戸四丁目十五番十四号